○東北地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日　東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号　上山市中山字上ノ山五三四五番五六から同市中山字片倉山壱五三三九番六三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十一日

○関東地方整備局告示第四百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
松戸市松戸字壱台六二一番一から同市松戸字赤発毛七二三番まで	前	一七・五六～二二・二一メートル	〇・二〇五キロメートル
	後	二二・〇八～二四・四二メートル	〇・二〇五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第四百三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名　中部横断自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山梨県南巨摩郡身延町下田原字一枚山一二七番から同町下田原字一枚山八七番一まで	前	最大　八七・九九メートル 最小　一三・四七メートル	〇・二一〇キロメートル
	後	最大　一七二・三四メートル 最小　一五・〇〇メートル	〇・二一〇キロメートル

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十五号線

三　事業施行期間　自平成二十六年十二月十一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都北区赤羽台三丁目、赤羽台二丁目及び赤羽台一丁目地内

使用の部分　なし

人事異動

内閣

○環境大臣臨時代理　国務大臣　有村　治子

環境大臣望月義夫海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する　同　有村　治子

内閣府特命担当大臣望月義夫海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を命ずる　環境大臣　望月　義夫

気候変動に関する国際連合枠組条約第二十回締約国会議日本政府代表を命ずる

京都議定書第十回締約国会合日本政府代表を命ずる

期間は平成二十六年十二月二十六日までとする

（水戸地方裁判所判事兼水戸家庭裁判所判事）判事　新堀　亮一

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（水戸地方裁判所判事兼水戸家庭裁判所判事・土浦簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　小林　敬子

兼官を免ずる（以上十二月九日）

財務省

（大臣官房参事官兼大臣官房審議官）財務事務官　松村　武人

関税局長兼税関研修所長宮内豊外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（十二月六日）

最高裁判所

静岡地方裁判所判事兼静岡家庭裁判所判事　桐ヶ谷敬三

水戸家庭裁判所判事に補する

水戸家庭裁判所判事に補する　秋山　敬

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所浜松支部勤務を命ずる

静岡地方裁判所浜松支部長を命ずる

兼ねて静岡家庭裁判所判事に補する

静岡家庭裁判所浜松支部勤務を命ずる

静岡家庭裁判所浜松支部長を命ずる　簡易裁判所判事　秋山　敬

浜松簡易裁判所判事に補する

浜松簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上十一月十日）　高等裁判所長官　金井　康雄

札幌高等裁判所長官に補する　東京高等裁判所判事　林　道晴

部の事務を総括する者の指名を解く

最高裁判所裁判所調査官に充てる

最高裁判所首席調査官を命ずる　金沢地方裁判所判事　杉原　則彦

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　東京高等裁判所判事　萩原　秀紀

金沢地方裁判所判事に補する

金沢地方裁判所長官を命ずる　簡易裁判所判事　萩原　秀紀

金沢簡易裁判所判事に補する

金沢簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　同　志田　洋

藤沢簡易裁判所判事に補する

藤沢簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する　藤沢簡易裁判所判事　畑中　勁

藤沢簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く（以上十一月十一日）　簡易裁判所判事　小泉　孝博

東京簡易裁判所判事に補する（十一月十七日）　広島地方裁判所判事　大段　亨

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する　大阪地方裁判所判事　中本　敏嗣

広島地方裁判所判事に補する

広島地方裁判所長を命ずる　簡易裁判所判事　古財　英明

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する